

赤ちゃんが産まれる 前と後の 国民健康保険の 保険料が 安くなります

- 安くなる人：①国民健康保険に入っている 赤ちゃんを産む(=出産) 人  
 ②2023年11月以降に 赤ちゃんを産む または 赤ちゃんが 産まれる人  
 ※赤ちゃんが できてから 85日(4か月) 過ぎている人  
 ※死産、流産、早産、人工妊娠中絶を 含みます



いつから：2024年1月から 安くなる  
 安くなる期間：出産する月の 前の月から 4か月間(2人以上 出産する人は 6か月間)  
 例えば 赤ちゃんを 1人 2024年4月に 出産する人…2024年3月から6月まで 安くなる  
 赤ちゃんを 2人 2024年4月に 出産する人…2024年1月から6月まで 安くなる

安くなる月

赤ちゃんが 1人の とき		赤ちゃんが 2人以上の とき				
3か月前	2か月前	1か月前	出産する月	1か月後	2か月後	3か月後
		安い	安い	安い	安い	
安い	安い	安い	安い	安い	安い	

📍くわしくは 下の「問合せ」のところに 聞いてください。

- 手続きに 必要なもの(出産する日の 6か月前から 手続きできます)  
 ①届出書(区役所に あります) ②母子健康手帳(赤ちゃんができたときに 区役所で もらうもの)  
 ③国民健康保険証 ④マイナンバーカード または 通知カード(マイナンバーが書いてある 緑の紙)+顔写真付き  
 本人確認書類(運転免許証、在留カード)

問合せ

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003435\\_00003.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003435_00003.html)

- 各区保険年金課  
 葵区 Tel.221-1070  
 駿河区 Tel.287-8621  
 清水区 Tel.354-2141  
 保険年金管理課 Tel.221-1005



国際交流課が やさしい日本語に しました